

資料

広島・長崎原爆被害の概要

1 原子爆弾の概要

	広島型	長崎型
日時	一九四五年八月六日午前八時十五分爆発	一九四五年八月九日午前十一時二分爆発
長さ	三メートル	三・二メートル
直径	〇・七メートル	一・五メートル
重さ	四トン	四・五トン
主体	ウラニウム235	プルトニウム239
エネルギー	TNT火薬十五キロトン相当	TNT火薬二二キロトン相当

2 被害状況の比較

項目	広島	長崎
爆発点の高さ	五八〇±二十メートル	五〇〇±二五メートル
瓦の溶けた範囲(爆心地からの半径)	六〇〇メートル	一、〇〇〇メートル
花崗岩の剥離(爆心地からの半径)	一、〇〇〇メートル	一、六〇〇メートル

3 原子爆弾の威力

(1) 熱線

爆発の瞬間の火球の温度は三十万度、一秒後には直径が最大で二八〇メートル、表面温度、約五千度となった。この強烈な熱線及び光波によって、火災・火傷・失明等の被害を生じ、衣服をまとわぬ人体皮膚の火傷は、半径三・五キロメートルまで及んだ。

(2) 爆風

最大爆風圧は爆心地で一平方メートルあたり三五トン、また最大風速は秒速四四〇メートル。爆心地から三キロメートルの地点でも一平方メートルあたり一・三トン、秒速三十メートルであった。

(3) 放射線

① 初期放射線

爆発後一分以内に地上に降り注いだ初期放射線は、爆心地から九二五メートルで、致死線量の七〇〇ラド、一〇二五メートルで半致死線量の四〇〇ラドが照射された。

② 残留放射線

爆発一分後から長時間にわたり地上には残留放射線が存在した。爆心地から約一キロメートル以内を爆発後約一〇〇時間以内に行動した人は、残留放射線の影響をうけた。

4 人的被害

(一九四六年八月十日・広島市役所発表)
(一九五〇年七月十日・長崎原爆資料保存委員会)

	広島	長崎
死者	一一八、六六一人	七三、八八四人
重傷者	三〇、五二四人	七四、九〇九人
軽傷者	四八、六〇六人	

※厚生省調査による死者数(一九八五年)

広島	長崎
二〇一、九九〇人	九三、九六六人

5 建物被害

	広島	長崎
全焼	五五、〇〇〇戸	一一、五七四戸
半焼	二、二九〇戸	
全壊	六、八二〇戸	一、三二六戸
半壊	三、七五〇戸	五、五〇九戸

《参考資料》

- 「広島原爆被害の概要」 広島平和記念資料館発行
- 「原爆被爆者対策事業概要」 平成六年版 広島市衛生局発行
- 「原爆被爆者対策事業概要」 平成六年版 長崎市原爆被爆対策部発行
- 「原子爆弾被爆者実態調査」 平成二年 厚生省保健医療局

用語解説

暁部隊（あかつきぶたい） 広島市宇品町に司令部をおいていた陸軍船舶兵団の呼称。被爆直後郊外から直ちにかけつけ、けが人の救護、死体の収容などに従事し、その結果残留放射能を浴び多くの死者をだした。

ABCC（エイビーシーシー） 戦後の「原爆の効果に関する合同調査団」や「米国防略爆撃調査団」の調査を契機として、一九四六（昭和二一）年に設立された「原爆傷害調査委員会（Atomic Bomb Casualty Commission）」のこと。放射線の人体に対する影響を長期的に観察する目的で設置されたが、調査体制等に対し、被爆者や市民からは強い不満や不信が示された。

家屋疎開（かおくそかい） 米軍爆撃機による本土空襲による火災被害を最小限にするためとして、防空区画にしたがって建物を強制的に撤去した。建物の撤去、整理作業には、婦人会や中学生、国民学校高等科の生徒たちが従事した。原爆投下日は、市内中学生の作業日にあたっていた。

学童疎開（がくどうそかい） 太平洋戦争の末期に、空襲の災禍を避けるため、国民学校の児童・生徒が都市の密集地から農村部

へ強制的に移動させられた。広島では、初等科三年生以上が「集団疎開」していて、原爆被害を免れたが、肉親を亡くして、戦災孤児になった子供も少なくない。

学徒動員（がくとどういん） 太平洋戦争下における学生・生徒に対する強制的勤労の徴発のこと。労働力不足を補うため、「学徒勤労令」（一九四四年）により、学校長を隊長とする「学徒報国隊」を組織し、軍需工場等で働くこととなった。中学生は三年生以上が、毎日工場で働いた。

学徒出陣（がくとしゅつじん） 一九四三（昭和十八）年、東条内閣は大学生と高校・高等専門学校（旧制）の兵役徴集延期を停止した。このため、文科系の学生の多くは学徒兵として軍隊に入り戦場にかり出された。後には、理科系の学生も召集された。

玉音放送（ぎょくおんほうそう） 天皇による終戦の詔勅の放送。一九四五（昭和二十）年八月十五日正午、ラジオ放送を通じて昭和天皇が自らの声で、日本の敗戦を国民に告げた。

黒い雨（くろいあめ） 原子爆弾の爆発後の高熱による上昇気流（きのこ雲）とともに舞い上がった爆弾の残留放射性物質の粉末や、地面から吹き上げられた誘導放射線を放出している粉末が、

雨とともに、爆発後三十分から一時間後に、爆心地から西方に、降り注いだ。直接この雨にあたった人に、放射線による原爆症が現れる人が多かった。

女子挺身隊（じょしていしんたい） 文部省が一九四四（昭和十九）年に公布した「女子挺身勤労令」により組織された勤労協力隊のこと。女学校を卒業すると、ほとんどが女子挺身隊に編入され、軍需工場で働いた。

徴用（ちようよう） 一九三九（昭和十四）年に公布された「国民徴用令」に基づき、強制的に国民を軍需工場等で働かせたこと。その後（一九四五年二月）「国民勤労動員令」により、国民すべてを軍需工場で強制的に働かせることができるようになった。

燈火管制（とうかかんせい） 夜間の敵機の襲来に備え、家庭では消灯したり、電球や窓に黒い布を覆って、明かりが外に漏れないようにした。

隣組（となりぐみ） 戦時中、国民を統制するために、全国の市町村に五〜十戸の単位で作らせた地域組織。戦争遂行のため命令の伝達や、物資の配給、防空演習、出征兵士の送迎などを行わせた。

入市被爆（にゆうしひばく） 原爆が投下された後、早期に市内の焼失地域等に立ち入り、残留放射能に汚染され、またはその影響をうけたこと。

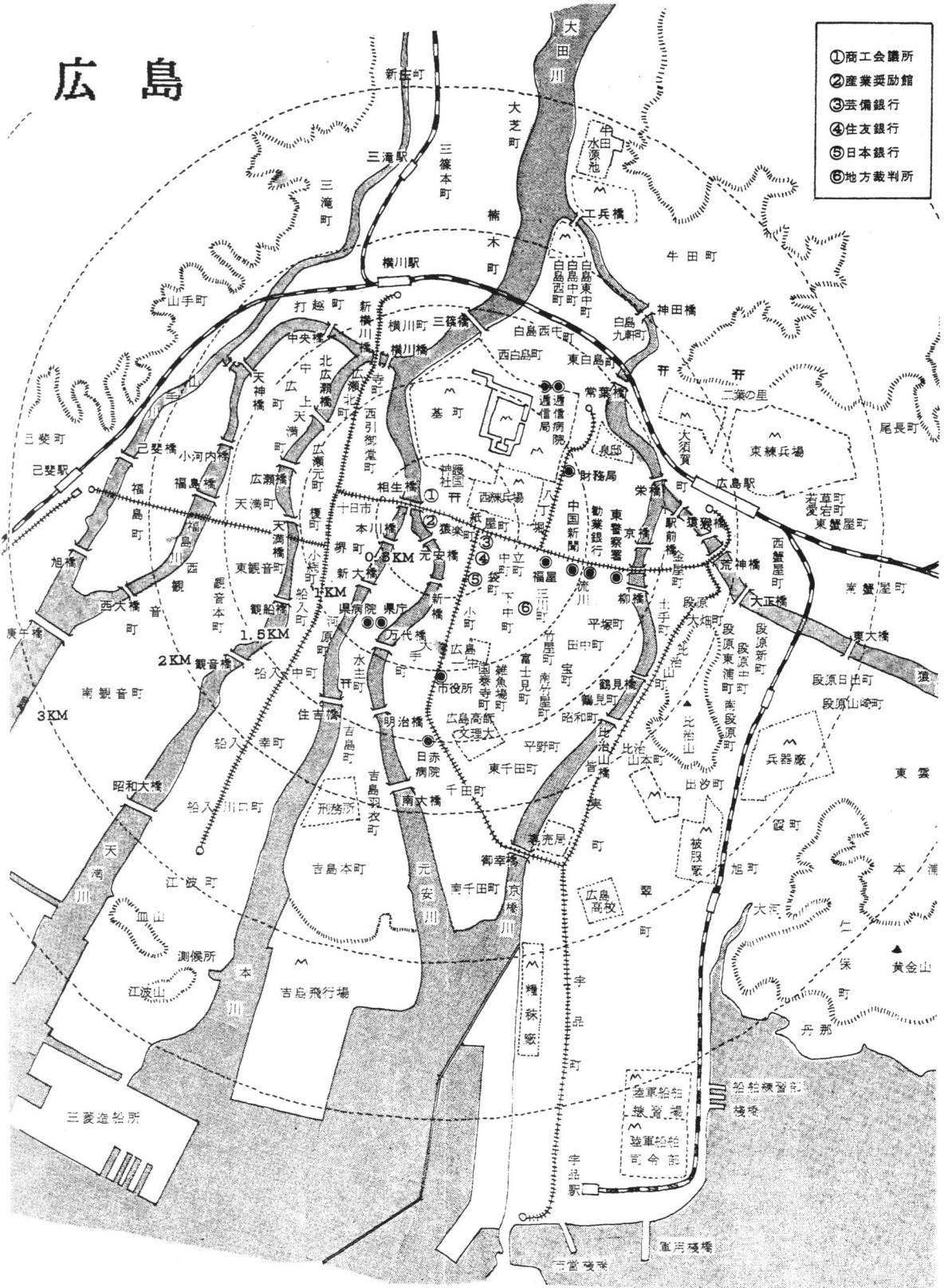
配給制度（はいきゅうせいど） 戦争の長期化により生活物資が不足したため、砂糖や、米、味噌、しょうゆなど自由な売買が禁止され、割り当て配給制とした。

被爆者健康手帳（ひばくしゃけんこうてちよう） 「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」により、その人が原子爆弾による被害者であることを示す一種の証明書であり、①直接被爆者②入市被爆者③死体処理及び救護従事者④胎児の四区分になっている。一九九三年現在、三三八、八一二人が所持している。（厚生省調べ）

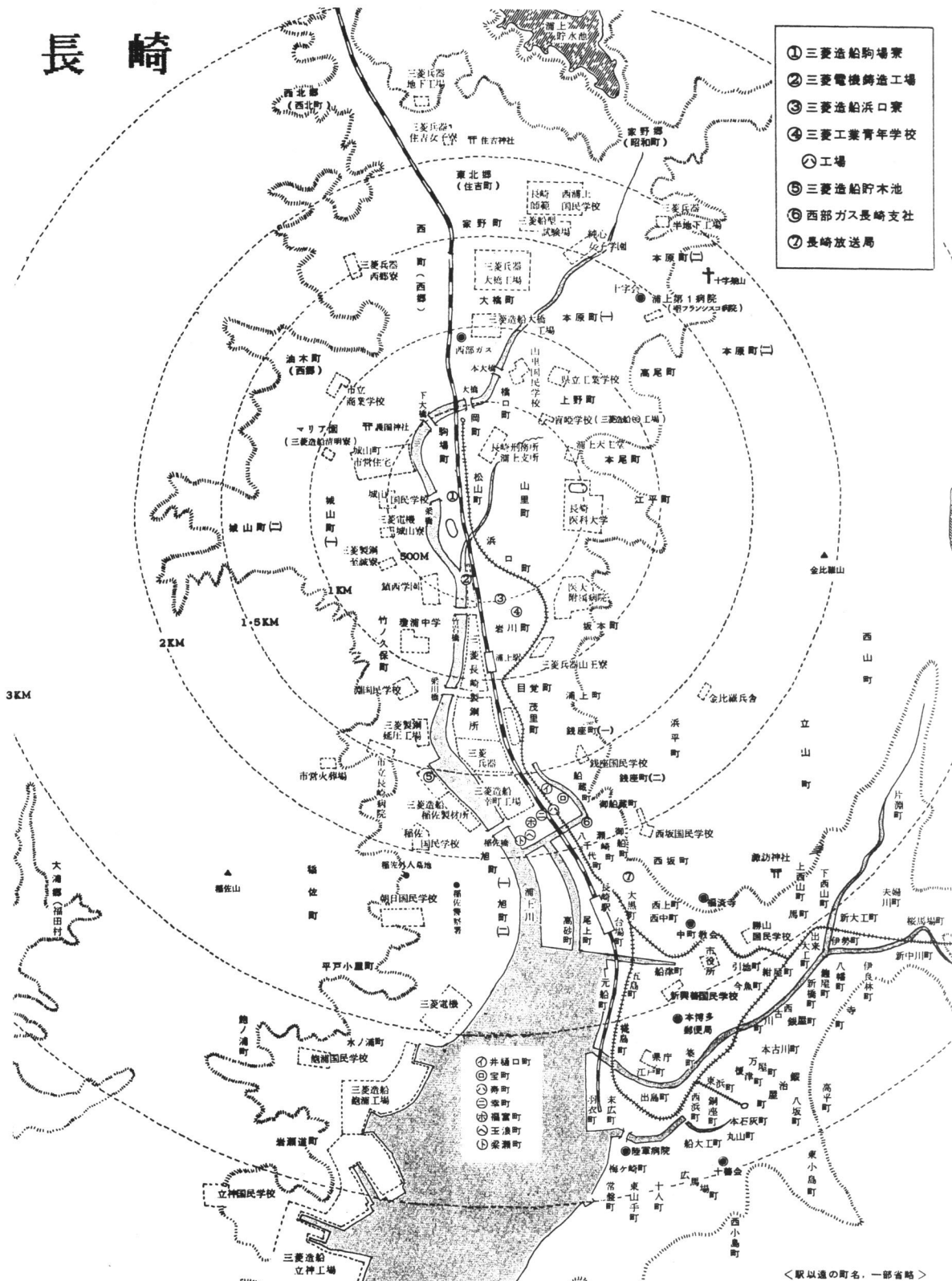
練兵場（れんぺいじよう） 陸軍の兵隊が訓練を受けたり、様々な集団行動を行う広場。広島には東と西に練兵場があった。西は爆心地に近く、多くの兵士が死亡した。東は被爆者の避難場所となった。

広島

- ①商工会議所
- ②産業奨励館
- ③三備銀行
- ④住友銀行
- ⑤日本銀行
- ⑥地方裁判所



長崎



- ① 三菱造船工場
- ② 三菱電機造船工場
- ③ 三菱造船浜口寮
- ④ 三菱工業青年学校
- ⊙ 工場
- ⑤ 三菱造船貯木池
- ⑥ 西部ガス長崎支社
- ⑦ 長崎放送局

- ① 井筒口町
- ② 空町
- ③ 舟町
- ④ 幸町
- ⑤ 福富町
- ⑥ 玉造町
- ⑦ 桑浦町

< 駅以道の町名、一部省略 >